

遠賀町みんなの夢応援プロジェクト補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本町の様々な分野における地域課題の解決及び地域活力の向上を目的として、住民団体等が主体的に実施する公益性のある活動に対し、遠賀町みんなの夢応援プロジェクト補助金を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、前条に掲げる目的に寄与すると認められる活動であって次に掲げるものとする。

- (1) 町が提示するテーマに基づく行政提案型事業
- (2) 住民団体等の発意による提案公募型事業
- (3) 町内外からおおむね3,000人以上の集客が見込める大規模イベント事業

(補助対象事業の要件)

第3条 事業は、次の全ての要件に該当する事業とする。ただし、町長が認めた事業はこの限りではない。

- (1) 本町のまちづくり方針に合致したもの
- (2) 町内で実施するもの
- (3) 他の補助金等の対象となっていないもの(大規模イベント事業を除く。)
- (4) 政治的活動、宗教的活動を目的としないもの
- (5) 営利を目的としないもの
- (6) 単年度事業であること。

(団体の要件)

第4条 行政提案型事業及び提案公募型事業を実施することができる団体は、次の全ての要件に該当する団体とする。

- (1) 公益社団法人、公益財団法人及び社会福祉法人等を除く民間の非営利団体(法人格の有無は問わない。)であること。
- (2) 単なるグループではなく、団体としての目的や意思、継続できる組織を有する団体であること。
- (3) 満18歳以上の会員10人以上で組織され、かつ、その会員の3分の2以上が本町の住民(町内に住所を有するものをいう。)による団体であること。ただし、町内に主たる事務所を置く特定非営利活動法人はこの限りではない。
- (4) 宗教活動を主たる目的とする団体ではないこと。

(5) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦支持若しくは反対することを目的とする団体ではないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する者でないこと又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にある団体ではないこと。

2 大規模イベント事業を実施することができる団体は、町も参画した実行委員会とし、その委員については、前項第2号から第6号までの全てに該当する団体から選出した者とする。

（補助対象経費等）

第5条 補助対象経費及び補助限度額は、次に掲げる事項及び別表のとおりとする。

(1) 行政提案型事業及び提案公募型事業については、町長が毎年度予算の範囲内において、補助対象経費総額から収入額（入場料等の受益者負担金）を差し引いた金額の10分の9以内の額（千円未満は切捨て）を補助するものとする。ただし、新規応募団体の場合は、初年度に限り補助対象経費総額から収入額（入場料等の受益者負担金）を差し引いた金額の10分の10の額を補助するものとする。

(2) 大規模イベント事業については、町長が毎年度予算の範囲内において、総支出額から他の補助金や収入額（入場料等の受益者負担金）を差し引いた補助対象経費総額の3分の2以内の額（千円未満は切捨て）を補助するものとする。

（応募）

第6条 事業を提案する団体等（以下「提案団体等」という。）は、企画提案書（様式第1号）、収支予算書（様式第2号）、団体調書（様式第3号）、事業計画書（様式第4号）その他必要な書類を町長が別に定める日までに提出しなければならない。

（事業の審査）

第7条 前条の規定による応募があった場合は、遠賀町みんなの夢応援プロジェクト審査会（以下「審査会」という。）がその事業内容、事業採択の可否を審議し、町長に意見を具申するものとする。

2 審査会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（事業の決定）

第8条 町長は、提案団体等に対し、事業採択の可否について事業決定及び補助金（変更）交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。ただし、町長は特に必要と認める場合、事業採択について条件を付することができる。

（事業計画の変更）

第9条 提案団体等は、事業決定後に事業計画の変更をしようとするときは、速やかに事業計画変更申請書（様式第6号）、変更後の収支予算書（様式第2号）及び事業計画書（様式第4号）その他必要な書類を町長に提出し、審査会の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

（支援措置）

第10条 町長は、事業を実施する団体等（以下「採択団体等」という。）に対し、必要と認めるときは、助言及び指導を行うものとする。

（採択団体等の責務）

第11条 採択団体等は、認定された実施計画に沿って速やかに事業を進めなければならない。

（事業報告書及び補助金の請求又は精算）

第12条 採択団体等は事業終了後、速やかに事業報告書（様式第7号）、収支決算書（様式第8号）及び補助金請求書（精算書）（様式第9号）その他必要な書類を町長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第13条 行政提案型事業及び提案公募型事業の補助金は、交付決定額の5分の4以内（千円未満は切捨て）、大規模イベント事業の補助金は、交付決定額以内（千円未満は切捨て）の概算払ができるものとする。

2 採択団体等は、前項の規定による概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第10号）を提出するものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、採択団体等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 事業を実施することができなくなったとき。

（2） 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。

（3） 町長が付した条件に違反したとき。

（4） この告示に違反することが認められたとき。

2 町長は、前項に規定する取消しを決定したときは、速やかに補助金交付取消通知書（様式第11号）により、採択団体等に通知するものとする。

3 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（事務局）

第15条 事務局は住民課とし、事業の種目に応じて各主管課がその支援に当たり、事務局はその調整を行うものとする。

（その他）

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表 (第 5 条関係)

事業種別	補助対象経費	補助限度額
行政提案型事業	左記事業に要する経費で、次に掲げるもの (1) 報償費 (団体の構成員に対するものは除く) (2) 旅費 (団体の構成員の費用弁償は含まない) (3) 消耗品費 (4) 食料費 (弁当代は 500 円まで、事業実施日のみ) (5) 印刷製本費 (6) 通信運搬費 (7) 手数料 (8) 保険料 (9) 委託料 (直接事業に関わるもの) (10) 使用料及び賃借料 (11) 原材料費	300,000 円
提案公募型事業	左記事業に要する経費で、次に掲げるもの (1) 報償費 (団体の構成員に対するものは除く) (2) 旅費 (団体の構成員の費用弁償は含まない) (3) 消耗品費 (4) 食料費 (弁当代は 500 円まで、事業実施日のみ) (5) 印刷製本費 (6) 通信運搬費 (7) 手数料 (8) 保険料 (9) 委託料 (直接事業に関わるもの) (10) 使用料及び賃借料 (11) 原材料費	200,000 円
大規模イベント事業	左記事業に要する経費で、次に掲げるもの (1) 報償費 (実行委員に対するものは除く) (2) 旅費 (実行委員の費用弁償は含まない)	4,000,000 円

- | |
|--------------------------------|
| (3) 消耗品費 |
| (4) 食料費 (弁当代は 500 円まで、事業実施日のみ) |
| (5) 印刷製本費 |
| (6) 通信運搬費 |
| (7) 手数料 |
| (8) 保険料 |
| (9) 委託料 (直接事業に関わるもの) |
| (10) 使用料及び賃借料 |
| (11) 原材料費 |